

【バイアスロン連盟】ライフル銃の所持に関する推薦

ライフル銃の所持に関する推薦基準要綱

1. 趣旨

この要綱は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の2第4項第2号の推薦に必要な基準等を定めるものである。

2. 推薦の対象となるライフル銃

対象となるライフル銃は、単身連発のバイアスロン競技専用ライフル銃であって、日本バイアスロン連盟が指定する銘柄のものとする。

3. 推薦基準

次の各号にすべて該当する者で、日本バイアスロン連盟が適当であると認めた者について行うものとする。

- (1) 満20歳以上の者
- (2) 日本バイアスロン連盟の会員(正会員、一般会員)
- (3) 日本スポーツ協会または日本バイアスロン連盟が主催して行う運動競技会のバイアスロン競技の選手または候補者と認められる者
- (4) 日本バイアスロン連盟が主催または指定するライフル射撃に関する講習会において所定の講習課程を修了した者
- (5) 日本スポーツ協会または日本バイアスロン連盟が主催して行う運動競技会(都道府県バイアスロン連盟等の日本バイアスロン連盟の加盟団体(以下単に「加盟団体」という。)が主催して行う運動競技会を含む。)のバイアスロン競技に年2回以上参加し得る者
- (6) 日本バイアスロン連盟が主催して行う資格認定競技会またはバッジテストにおいて次の各号に掲げるすべての基準に達した者、または当該基準と同等以上と認められる日本スポーツ協会または日本バイアスロン連盟が主催または認めた運動競技会(加盟団体が主催して行う運動競技会を含む。)のバイアスロン競技(500メートル以上の距離を走行するものであって、10発以上射撃を行うものに限る。)の公式記録(記録された日から2年以内のものに限る。)を有する者
 - ア 陸上または雪上の平地において500メートル当たり2分30秒以内で走行したこと
 - イ 本連盟が指定するバイアスロン競技銃を模したレーザーライフルを使用し、10メートル用バイアスロン伏射標的に対して、依託射撃で20発中15発以上命中したこと
 - ウ 日本バイアスロン連盟が制定するバイアスロンバッジテスト5級を取得したこと
- (7) 誓約事項を遵守し得ると認められる者

4. 推薦の手続き

- (1) ライフル銃を所持しようとする者は、銃砲所持推薦申請書(様式第1号。以下「推薦申請書」という。)2通に所定の事項を記載し、銃砲所持に関する申請者誓約書(様式第9号)を添付の上、加盟団体に提出する。

- (2) 加盟団体は、推薦申請書を提出した者について、推薦基準に適合するかどうかを審査し、適合する者と判定した場合は、その者についての銃砲所持推薦依頼書（様式第2号）1通を作成し、推薦申請書1通と共に、日本バイアスロン連盟に提出する。
- (3) 日本バイアスロン連盟は、推薦委員会で審査の上、申請者が推薦基準に適合すると認定した場合は、その者についての銃砲所持推薦依頼書（様式第3号）1通を作成し、日本スポーツ協会に提出する。
- (4) 日本スポーツ協会は、日本バイアスロン連盟から推薦を依頼された者について、法第5条の2第4項第2号の推薦に係る銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）別記様式第15号の推薦書（様式第4号）正副各1通を日本バイアスロン連盟に交付する。
- (5) 日本バイアスロン連盟は、推薦書の写しを作成した後、推薦書正本1通および写しを加盟団体に送付する。
- (6) 加盟団体は、申請者に推薦書正本を交付し、その写しを保管する。
- (7) 推薦書は1銃につき1通とし、推薦を受けた者がこれを都道府県公安委員会への申請書に添付できる期間は1年とする。ただし、推薦を受けているライフル銃の更新には、日本スポーツ協会の再推薦は必要としない。

5. 推薦の取り消し

日本スポーツ協会は、自らが行った推薦により所持の許可を受けてライフル銃を所持している者が次の各号のいずれかに該当する場合は、日本バイアスロン連盟の取り消し依頼に基づき推薦を取り消すものとする。

- ① 日本バイアスロン連盟の会員でなくなったとき
- ② 誓約事項に違反したとき
- ③ 正当な理由なく、日本スポーツ協会または日本バイアスロン連盟が主催して行う運動競技会（加盟団体が主催して行う競技会を含む。）のバイアスロン競技に年2回以上参加しなかったとき
- ④ その他、日本バイアスロン連盟の会員としてふさわしくない行為があったとき

6. 取り消しの手続き

- (1) 日本バイアスロン連盟の理事または加盟団体は、日本スポーツ協会の推薦により所持の許可を受けてライフル銃を所持している者が取り消しの基準に該当するにいたったと認めるときは、推薦取消上申書（様式第5号）1通を作成し、日本バイアスロン連盟に送付する。
- (2) 推薦取消上申書を受けた日本バイアスロン連盟は、その者について推薦委員会で審査の上、取り消しの基準に該当すると認めたときは、推薦取消依頼書（様式第6号）1通を作成し日本スポーツ協会に提出する。
- (3) 日本スポーツ協会は推薦取消依頼書に基づき推薦取消書（様式第7号）1通並びに推薦取消通知書（様式第8号）正本1通および写し1通を作成し、日本バイアスロン連盟に交付する。
- (4) 日本バイアスロン連盟は、日本スポーツ協会から推薦取消書を受領した者のうち、本人から既に推薦を受けた銃を全て放銃している旨書面で報告を受けている者については、被推薦者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に、「本人から全推薦銃放銃済みの報告あり、ご確認

ください」の記述を加えた推薦取消通知書を送付する。これらの者は下記（５）以下の手順の対象からは除外する。

- （５）日本バイアスロン連盟は、推薦取消書を被取消者に書留による郵送等により交付するとともに、推薦取消書が被取消者に到達した日を確認する。
- （６）日本バイアスロン連盟は、推薦取消書の到達が確認できた被取消者に対する推薦取消通知書正本について、当該被取消者への到達日情報を加筆した上、被取消者の住所地を管轄する都道府県公安委員会にその写しを銃砲所持推薦依頼書を発行した加盟団体に送付する。
- （７）日本バイアスロン連盟は上記取消手続（５）により転居先不明等により到達できない被取消者について、加盟団体と連携の上、その連絡先を極力把握し、推薦取消書の早急な被取消者への到達に努めるが、被取消者の現住所が把握できない場合は、「転居先不明により到達せず」と記載した推薦取消通知書を日本バイアスロン連盟が把握する被取消者の最終住所地を管轄する都道府県公安委員会に、その写しを銃砲所持推薦依頼書を発行した加盟団体に送付するとともに、その推薦に係る番号を会報に公示する。

7. 低年者のライフル銃の所持に関する推薦基準要綱によって推薦された者

低年者のライフル銃の所持に関する推薦基準要綱（平成21年12月4日）によって法第5条の2第4項第2号の推薦を受けた者であって、20歳に達したもの（当該推薦が取り消された者を除く。）はこの要綱によって推薦された者とみなす。

附則

1. この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
2. この要綱は、令和4年4月1日から施行する。